

民生委員・児童委員による  
証明事務に関する調査

結果報告書

令和7年3月

総務省行政評価局



## 前 書 き

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、専門資格等の要件は設けられておらず無報酬のボランティアとして、また、同じ地域に住む隣人として、担当する地域での生活や福祉全般に関する相談対応・支援、地域福祉活動、世帯への訪問など、社会福祉の増進を図るための活動を行っており、地域における孤独・孤立など社会構造が変化する中で、その活動への期待と役割は大きなものとなっている。一方、昨今、民生委員の担い手確保が課題とされ、その対応の一つとして民生委員の活動の負担軽減を図ることが挙げられている。

その民生委員の活動の一つに、いわゆる証明事務があり、これは、国の法令・通知等や地方公共団体独自の規定等により、行政手続の申請等に際し第三者による事実確認が必要な場合に、民生委員が申請者の世帯状況等の事実を確認して、その結果を書類に記し、署名を行うものである。

証明事務は、民生委員が担当地域の住民の生活実態等を十分把握している前提に立っており、地域の間人関係が希薄化している現代において、民生委員一人当たりの年間件数は多くないものの、求められる証明の内容によっては事実確認が困難であり民生委員に負担となっているとされ、また、互いに面識のない場合などでは、民生委員及び住民の双方にとって負担となっているなどが指摘されている。当省の事前の情報収集活動においても、民生委員の様々な活動がある中で、件数は多くないものの証明内容の事実確認などで労力が大きく、現に負担となっているとする意見が聴かれたほか、証明事務として面識のない世帯の生計同一等の証明を求められ、負担になっているとの民生委員からの行政相談も寄せられている。

そのような中、児童扶養手当等の受給に必要な証明事務について地方公共団体から国への見直し提案を受け、国が負担軽減を図った例や、民生委員による証明が必要とされる行政手続について、プライバシーを知られる不安から申請をためらうケースがあるとして市民団体がその見直しを求め、地方公共団体が民生委員による証明を不要とした例などの負担軽減に向けた動きもみられる。

このように、民生委員の担い手確保のため、民生委員の活動の負担軽減が課題とされ、また、その活動への期待と役割は大きなものとなっていることから、その職務が円滑に行われるよう、証明事務については、一層の負担軽減を図ることが必要と考えられる。

本調査は、証明事務の実施状況やその課題等を明らかにし、証明事務の負担軽減の方策を検討することにより、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。



## 目 次

第1 調査の目的等	
1 目的	1
2 対象機関	1
(1) 調査対象機関	1
(2) 関連調査等対象機関	1
3 担当部局	1
4 実施時期	1
第2 調査結果	
1 民生委員を取り巻く状況	2
2 証明事務の実態	6
(1) 民生委員による証明事務	6
(2) 証明事務に係る民生委員の負担感の増大	6
(3) 証明事務の見直しに向けた動き	6
3 証明事務における民生委員及び住民の負担等の実態	8
4 証明事務の実施状況	13
(1) 国の法令・通知等に基づく証明事務	13
(2) 地方公共団体が独自に定める規定等に基づく証明事務	17
(3) 地方公共団体における証明事務の見直しに向けた取組	20
5 まとめ	21
別添 手続別個票	25

